

傍聴の意見箱に寄せられた意見・要望等

◆令和5年長浜市議会9月定例会月議会（9月15日）

受付 No.	寄せられた意見	意見に対する対応
1	議場での携帯電話の使用（年配の方がポチポチと入力する音がうるさい。また、議場での携帯電話の使用は許されていない。）議運に連絡しても、注意されない状況。	傍聴される方にお渡しする文書には、議場での携帯電話の使用は禁止を明記しておりますが、今後はより解りやすくするとともに、注意アナウンスをしていきます。
2	質問者・答弁者は、市民の感覚で質疑応答をしてほしい。専門的な言葉ばかりを並べて話される頭に入ってこないし理解が出来ない。	出来る限り市民に理解しやすいような発言に努めていきます。
3	質問者・答弁者は自分の立場を理解して話してほしい。（偉そうに言ったり、けんか腰の議会は望んでいない。）	今後は丁寧に発言していくように努めていきます。
4	議員同士のおしゃべりが多い。	本会議中は、無用な雑談は控えるようにします。
5	議場での傍聴者のおしゃべりが多い。	本会議の運営の妨げになるようなときは、議長から注意をさせていただきます。
6	議会で討論している内容について市民が意見を言えるようにしてほしい。議員や当局はその場で聞けるが、市民はどの場所で問うことが出来るのでしょうか？	本会議や委員会における市民の発言は議会の制度的に難しいです。ご意見については会議外に疑問内容の所管課までお問い合わせください。
7	今回は市長が答弁の中で〇〇の何ページに書いてあるなどとお話がありました。その時は、出来る限りプロジェクターなどの機器を使い傍聴者に分かりやすく写していただきたい。	議場での資料掲示については、議会のルールで許可が必要となり、事前に申請により許可された場合は掲示しています。今後は、市民に理解しやすい発言に努めてまいります。

○その他、市に対するご意見につきましては、市当局へお伝えさせていただきました。